

総務省独立行政法人評価委員会
平和祈念事業特別基金分科会（第18回）

平成20年8月7日

【亀井分科会長】 第18回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開催させていただきます。

まず、本分科会開催に必要となります定足数の確認をさせていただきます。本分科会の評価委員7名のうち、今回、私を含めまして5名の委員の出席をいただいております。法令に定める定足数を満たしておりますので、本分科会が有効に成立するということを確認させていただきますと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

6月26日に開催された第17回分科会の議事概要(案)につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【小林参事官補】 前回第17回の議事概要(案)は、資料1を読み上げて御説明させていただきます。

1、総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第16回）の議事概要の確認を行い、(案)のとおり了承された。

2、独立行政法人平和祈念事業特別基金の自己評価調書（平成19年事業年度及び平成15年～19年事業年度）に対して評価委員からおおむね次のような意見が表明された。

評価について、事業年度評価がこれまでAAやAが続いているのに、第1期中期目標期間の評価をBとするのであれば、わかりやすく説明する必要がある。評価委員会は、単に数値目標を達成しているかどうかだけではなく、「質」も含めた評価をする必要がある。人件費の削減について、国民の目から見て納得できる説明が必要である。

3、第1期中期目標期間の終了に伴う積立金処分について(案)のとおり了承された。

4、独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員報酬等の支給基準の変更について(案)のとおり了承された。

5、今後の評価作業については、分科会長が分科会長代理等と相談の上、評価調書の原案を作成し、次回の分科会に諮ることです承された。

以上でございます。

【亀井分科会長】 議事概要につきまして御確認をいただきたいと思います。何か御意見、御質問等ございましたらどうぞお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは特段御意見等がございませんようですので、前回の議事概要はこれで確定をさせていただきたいと思います。

引き続きまして、議題2と3でございます。前回の分科会におきまして、平和基金から業務の実績の自己評価についての御説明をいただきました。今回その議論等を踏まえまして、私の方で平成19年事業年度及び第1期中期目標期間、これは平成15年～19年事業年度まででございますが、この中期目標期間における業務の実績に対する評価結果(案)を作成いたしましたので、御検討いただければ幸いです。

内容につきましては、事務局から御説明をいただきたいと思います。

【米澤特金室長】 今回の評価作業に当たりまして去る6月24日に、総務省の独立行政法人評価委員会の堀部委員長から、各分科会長あてに出された今回の評価作業に当たっての伝達事項には、主にポイントは2点ございます。

1点目でございますが、各法人において入札や契約の適正性が適切にチェックされているか。それから、2点目といたしまして、昨年度行った18年度評価に対して、総務省に置かれております政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘事項を踏まえた評価をしていただきたいという点でございます。

更に、随意契約の見直しなど入札・契約についてのポイントもありますが、これについては後ほど契約事務の評価のところでも若干触れたいと思います。

それから、昨年度の政策評価・独立行政法人評価委員会の二次評価において指摘された事項ということで、特に個別意見としまして平和基金について指摘されております事項が2点ございます。1つ目として、利益剰余金についての適切性の評価をきちんとやりなさいという点。それから、2つ目として、人件費削減、それから、給与水準の適切性についての評価を厳正にやってくださいという点でございます。

この政独委からの二次評価意見は、利益剰余金についてもきちんと明記する必要があるということと、総人件費削減、給与水準の適切性について昨年度の評価書では、必ずしも十分ではなかったという御指摘でありましたので、そこを踏まえて評価していただきたいという点がございます。それから、総務省の行政管理局において独立行政法人の人件費、給与水準についての各独立行政法人で公表をした結果の全体を取りまとめて「独立行政法

人の役員の報酬等及び職員の給与水準」として公表したものに おきまして、ラスパイレス指数が幾つだとかということが言及されております。先日、行政管理局長から各省の評価委員長あてに、人件費についての資料を、評価の際に活用していただきたいという趣旨の依頼もございました。

全体を御説明することはできませんけれども、平和基金については、年齢構成も勘案した国家公務員に対する指数が115.8、年齢に加えて法人が置かれております地域や学歴も勘案して出した指数が99.5という数字になっております。

それでは項目別の評価調書の(案)に沿って、前回からの移動点を中心に御説明をさせていただきます。前回いろいろ議論がございました業務経費の削減でございます。

業務経費の削減ですけれども、昨年度、政独委からの御意見、御指摘も踏まえまして、人件費の部分について若干詳しく書いております。まず、業務経費の削減について、「なお、人件費については」という記述がありますが、ここでは目標が17年度の数値に対して、18年度、19年度の2か年度において、2%削減するという目標が掲げられております。この目標に対して削減実績は1.6%であったということが記されておまして、その事情について以下のその下の段落で説明すべく加筆・修正をしております。

この基準となる17年度において、職員1人について4か月間の欠員が生じておりました。また、この18年度、19年度において特別記念事業という新しい事業が開始されたのに伴いまして、職員の超過勤務手当も増えております。更に、人事異動によりまして、国から出向してきました職員の個別の事情によって支給すべき諸手当の額が増えたといった要因を挙げておりますけれども、その下の段落のところで仮に先ほども書きました17年度の欠員が生じていなかった場合には、17年度の人件費と19年度の人件費とを比較しますと、2.7%の減になるということも記述させていただいております。

給与水準ですけれども、職員の年齢構成のみを勘案した対国家公務員ラスパイレス指数におきましては、この指数が115.8ということになっております。この要因として大きく考えられますのが、法人の事務所が東京都区部のみに所在するというものと考えられまして、この年齢に加えて、地域ですとか、学歴までも勘案した指数では、99.5という指数になるという説明も記述をしております。

人件費も含めました業務経費削減についての全体の評価結果ということではありますが、以上の結果を踏まえてどう評価するかということで、評価結果の説明というところを御覧ください。この評価の案としてB評価ということにさせていただいております。業務経費

全体としての目標は達成しておりますが、人件費については、17年度に対して19年度に2%削減するという目標を、結果的に割り込んでいるので、この項目についてはおおむね達成ということで、B評価という案にしているものでございます。

人件費について以下のところで書いておりますが、先ほどご紹介したような事情、基準年となります17年度に欠員があったことでありますとか、国家公務員のラスパイレス指数が高いのは東京にしか職員がいないとか、業務の性格上、恩給行政などの経験を積んでおります国の職員の出向が、どうしても必要になっているわけですが、18人と非常に小世帯ですので、欠員ですとか、個別の職員の事情に応じた手当の増減といった一時的な要素によって、人件費が大きく変動するといった事情は認められます。しかしながら、国全体として設定された目標を100%は達成できなかったという点を踏まえた評価の案となっております。今後はこういった諸事情があることは認められるものの、適正な給与水準かどうかをさらに法人において検討、検証し、18年度から5年間で5%削減するという目標の達成に向けてさらに努力をすべきであることを指摘しております。そのために、例えば国からの出向者を法人の独自採用者に切り替えるといったことなどを指摘しております。

昨年度実施しました18年度評価との事情の違いということについて御説明をしますと、18年度におきましては、人件費は17年度より若干増えておりましたが、目標が19年度までで2%削減するという目標でしたので、その意味で18年度というのは目標達成のまだ途中段階であったということでございます。こういった事情から、人件費も含めた業務経費全体としては、15%削減するという目標に対して、その段階で既に19%の削減が達成できておりましたので、Aという評価をしておりましたが、今回、評価の対象となります19年度においては、この業務経費全体のみならず、人件費の2%という目標の評価の年に当たっているので、この2%削減という目標についても評価の1つの大きな要素として、それだけ重く考慮せざるを得ないと考えて、全体としては達成しておりますが、人件費については若干達成ができなかったということで、おおむね達成したという評価案でございます。

次に、外部委託の推進の評価結果の説明では、最初のところで、外部委託の推進の効果が明確になるように文章を修正いたしましたけれども、前回と基本的に内容は変わってございません。最初のところですが、外部委託を実施することによって、法人にこれまで蓄積されているノウハウと、委託先の専門的な知識や企画アイデアを活用することによ

て、全体の業務を効率的・効果的に実施したといったことを最初に持ってきて、効果が出たということを明確に書いて修正をしております。ポイントになりますのは、随契も含む入札と契約の事務の実施状況について評価した部分を大きく加筆・修正をしております。それが「また、法人における随契も含む契約事務の実施状況について評価した結果は以下のとおりである」ということで、今回、新しく加筆させていただきました。

随契も含めた入札・契約の評価のポイントとして、親委員会から示されておりますが、1つ目として、法人における入札・契約事務のチェックのプロセスが妥当であるか。2つ目として、昨年12月に法人が策定しております随契の見直し計画に照らして、これが適切に実施をされているか。3つ目として、契約内容が適切に公表されているか。4つ目として、特に企画競争を行うような場合に、これが真に競争性と透明性が確保されているか、こういった点がポイントになるかと思います。それぞれのポイントに従って実態を説明すると、この項目別評価調書の案に示しているものでございます。

入札・契約事務のチェックのプロセスということでございますが、契約事務の流れは、まず、事業の概要が固まって仕様書などを作成しますと、契約の方法ですとか、内容などが会計制度に照らして適切かどうかを、それぞれ部内で検討いたします。これは事業実施を担当する事業部と、それから、会計制度ですとかこの中期目標などを担当する総務部の間において、契約の方法や内容が適切かどうかということを、検討、審査するというのをまず行います。それによって契約の方法、内容などを固めて、理事長まで決裁を上げ法人として判断をします。そういったプロセスを経て、その後、調達情報をホームページや掲示板に開示をして、応札、企画書の提出、見積書の提出、企画競争については審査を実施し、業者を決定し、契約を締結するというプロセスでございます。その後、調達結果をホームページに掲載して開示をするわけですが、平成20年度からは監事も同席をします役員会に、毎月この契約の状況における実績について報告をするという取り組みを行っております。

こういった実態を踏まえた評価案ですが、「入札・契約事務の実施に当たっては、事業実施を担当する事業部と、会計等を担当する総務部との間で協議し、契約の方法や内容等が会計制度等に照らして適切かどうかという観点からチェックした上で理事長が最終的に判断しているということから、内部牽制機能が働いているものと認められる。また、監事に対しては、通常の監事監査において、平成19年度における契約一覧を提出をし、説明を行っている。」としております。なお、この契約一覧については、前回のこの分科会におい

でも提出しております。

20年度からは上記に加えて、昨年の12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画において、法人の監事や会計監査人が、厳選にチェックを下さいということが指摘されておりますので、その趣旨も踏まえて毎月の監事も含む役員会において、契約一覧を提出し、報告を行うこととしております。したがって、こういった取り組みを今後も適切に実施することが望まれるといった評価の案でございます。

それから、2つ目のポイントですが、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に照らして、随契見直し計画が適切に実施されているか、それから、きちんと公表が行われているかといった点でございます。これについては、平成19年12月に平和基金も随意契約見直し計画を策定しましたので、この見直し計画に計上したすべての契約については、平成19年度から一般競争入札であるとか、又は企画競争に移行をしております。それから、契約内容につきましては、平成19年12月からホームページにおいて開示しているので、こういった措置を引き続き今後も実施していくことが望まれるという評価の案でございます。

それから、この部分の一番最後の点で、一般競争や企画競争による場合、特に企画競争を行うような場合に、真に競争性、透明性が確保される方法において実施されているかという点でございます。言ってみれば、実質、随契と変わらないような運用をしてないでしょうかという点でございます。これについては、平成19年度に実施された企画競争の契約実績において、参加資格としてはこれは行政機関がおおむね採用しております競争参加資格と同様の参加資格を定めているところでございます。それから、企画競争の内容につきましても、必要に応じて一定の審査基準を作りまして、職員による審査ももちろん行いますし、契約によっては有識者で構成される審査委員会のようなものも作りまして、御意見も踏まえて、事業者を決定していくといったプロセスを経ているところでございます。応札者について見ましても、中には1社しか応札してこなかったという契約も一部はございますけれども、ほとんどの契約において複数の応札者が応札してきているといった実態でございます。

こういった実態を踏まえまして、この点についての評価の案ということでございますけれども、「競争参加資格については国の行政機関に準じたものを採用するとともに、法人の調達情報については、ホームページ及び庁舎内掲示により開示をしている。企画競争を実施する場合には、審査基準を定め、当該基準に基づき審査を行っており、調達内容によ

ては外部の有識者を含めた審査会を開催するなど、競争性、透明性のある事務処理を行っている」と認められる。引き続き適切に運用していくことが望まれる。」というのが評価案でございます。

個別事業の実施状況ということですが、基本的に前回の評価どおりとしております。考え方としまして、数値目標を若干割り込んだものがある場合には、おおむね達成といった評価としてございます。この中で前回から大きく修正しておりますのが、新しく始めました特別記念事業の評価で、特別記念事業開始当初不具合もございましたところを、事業内容の改善を図ってきたという点を評価していただけないでしょうかという、事務局からの御提案でございます。

内容の1点目は処理体制で、開始当初の4月～8月にかけて月平均約1万5,000件、この期間全体では7万3,000件の申請がございました。一方で、この特別記念事業が開始されるまで、つまり昨年3月まで受け付けておりました旧書状贈呈事業について、受付終了間際の申請が非常に殺到いたしまして、例えばこの4月～8月について18年度と19年度同期間で比較をいたしますと、昨年19年度は一昨年度の18年度に比べまして、約6倍の申請件数が来ております。この理由から、事務処理体制が特別記念事業にスムーズに移行できなかったといった事情もございまして、例えば、問い合わせの電話が繋がらないとか、認定が遅いのではないかとといった苦情も多く寄せられております。このため、事務処理体制を拡充することにより、早期処理体制を整備をいたしました。

2点目ですが、特別慰労品の贈呈の際に、総理大臣の交付状というものを添えてお送りしておりますけれども、これにつきましても贈呈者の方々の御希望ですとか、御意見ですとか、そういったことも踏まえて、少しでもより慰藉の心が伝えられるように内容を改善いたしました。

3点目ですが、この事業で恩給欠格者、引揚者、戦後強制抑留者の方々への贈呈事業は終わりだということで、できる限り多くの方に事業を周知していきたいと平和基金としても考えております。そのため、今年度に入りまして旧の書状贈呈事業の贈呈者の方々に、この特別記念事業について個別に郵送でお知らせをするということを行っており、今年度4月～6月にかけて送付をしまして、今、大変申請が急増しているところでございます。この20年度にこういった成果を上げるために、19年度において、旧事業では85万人の贈呈者がありましたものですから、そういったところから既に特別記念事業の贈呈を受けた方を除いていくとか、そういったいろいろな作業をいたしまして、贈呈リストを作る

とか、こういった書類をお送りすればわかりやすく御申請いただけるだろうかなどをきちんと年度内において詰めまして、20年度早々に処理できるように準備をしたといった取り組みが、功を奏したということでございます。

こういった状況を踏まえまして、特別記念事業については開始当初、問い合わせの電話が繋がらないとか、認定が遅いといった苦情も多く寄せられたことから、初動態勢の遅れは否定できないところではありますが、処理体制を拡充するとともに、新聞広告はじめとする周知活動も充実していったことは評価ができる。また、特別慰労品の贈呈の際にお送りしている総理大臣名の交付状を改善したことでありますとか、先ほどのお知らせを平成20年度早々から発送できるように、送付対象者リストの作成、送付書類の内容の検討など、所要の準備を進めてきたことも評価ができるということで、本事業については、目標をおおむね達成したと判断できるといった評価の案とさせていただきます。

次に、戦後強制抑留と引揚に係る慰霊碑の建立という項目がございます。この項目は、前回のときには評価結果が空欄になっておりましたけれども、ここもできる限り行ってきた実態を踏まえて評価の案を提示いたしました。慰霊碑につきましては、関係行政機関によります建設場所についての調整がつき次第、法人としても本格的に検討が着手することができるよう事前の準備を進めております。例えば、有識者検討会の設置、予想されるスケジュールの検討といったような所要の事前準備も行っておりますので、目標をおおむね達成したという評価の案とさせていただきます。

御説明の最後に、予算、収支計画及び資金計画の欄ですけれども、18年度評価に対する政独委の二次評価においても、利益剰余金ついてきちんと評価書の中で言及すべしという指摘も受けておりましたので、今回盛り込んだものでございます。利益剰余金の処理については、前回、その大部分を国庫に返納するということでお諮りをして、総務大臣もその承認をし、既に大部分は返納しております。そういうことで、前回一度評価委員会にお諮りしているものですから、評価調書に載せるかどうかということを検討しておりましたが、やはり改めて書いておいたほうがいいたらうと思ひまして、改めてこの利益剰余金については書いたものでございます。

19年度末の利益剰余金は、9億4,300万円でございます。主な内訳として、1つ目として、仮に新規事業が開始された場合に備えて、広報経費などが必要になってきますので、それまでの運営費交付金の未使用分というものを繰り越してきた金額が約4億3,000万円でございます。2つ目として、入居ビルの敷金が約1億9,900万円でございます。

3つ目として、有価証券の経過利息に係る未収収益など、基金が保有しております有価証券の利息分を現時点で評価をした、計算上の数字が1億5,000万円でございます。この9億4,300万円のうち2億3,000万円につきましては国庫納付に適さない、これは直ちに現金化することができない資金でございます、その代表的なものとして入居ビルの敷金などがございます。こういったものを除き、本年の6月に総務大臣の承認を受けまして、2億3,000万円につきまして、第2期中期計画期間への繰越金として処理をさせていただきました。これ以外の積立金の7億1,300万円については、国庫に返納をしたということでございます。

こういった実態を踏まえた評価結果の説明として、「利益剰余金9億4,300万については、会計原則に従って適切に処理されていると認められる。なお、そのうち国庫納付に適さない入居ビルの敷金等以外の積立金7億1,300万円については、平成20年7月に国庫納付されており、適切に処理されていると認められる。」という、評価結果の説明の案とさせていただきます。

19年度評価については以上でございます。そのほか5年分の中期計画期間全体の評価がございますが、こちらは19年度評価と項目的にもほとんどダブりますし、内容的にも先ほどの修正を踏まえた修正を施して、整理しているところでございます。

事務局からは以上でございます。

【亀井分科会長】 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

【奥林分科会長代理】 前々から議論になっていました経費削減に伴う評価をどうするかというところですね。資料3の9ページで業務の効率化、業務経費の削減というところですね。これが最終B評価になっています。19年度の実績では、いわゆる人件費の問題で、19年度についてはB評価になったのですが、ただ中期目標の達成いかんについてもB評価とすることについては、いかがなものでしょうか。それは、ラスパイレス指数についても年齢だけではなくて、地域とかその他の状況を考えれば、もう99点何%、ほぼ達成しています。

そうしますと、19年度はB評価のおおむね達成ということで仕方がないとしても、それ以前の段階の業務経費の削減についてはかなり削減しています。資料の9ページですが、業務経費全般の削減状況について検証し、さらに目標に対して見てみると、平成14年度に対して総経費は40.0%削減しています。目標が20%ですから、総経費という観点か

らしますと倍以上の削減をしています。この独法に移行当初もそういう初年度から大幅に経費削減が成功しましたので、Aという評価をつけてきたわけです。それが19年度について今さっき言ったような状況でB評価ということになってしまいました。

そうすると、19年度の評価がものすごく影響して、最終5年間の中期目標期間についてもBということになるのは、ちょっとお気の毒な気がします。そこで、ここの書き方も人件費についてというところから、いわゆる業務経費全般の削減状況について検証した結果、人件費について平成19年度のみ達成できなかった状況が、前面の一番最初に出てきているのですが、5年間の中期目標全体からしますと、14年度と比べて一体どうだったのですかということから出発して、そして40%削減していますので、85%以下とする目標は十分達成しています。ただし、19年度についてはいわば目標を必ずしも達成していない。したがって、経費総額は40%も達成し、全体でもおおむねほぼ目標達成しているわけですから、AAとは言えなくても5年間という期間を見れば、Aという評価でもいいのではないかなという感じを持っています。

【亀井分科会長】 今、奥林委員から御発言がございましたが、先生方の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

【鈴木専門委員】 私も同感の意見です。もう今期は事業が大変悪かったから、前半の4年間のA評価のことを考慮しても、Bだというのでしたら少しは説明責任があるかなという感じはしますが、19年度はBで、ほぼ達成していますし、前がエクセレントですごくいいわけですから、まさに奥林先生と私は同感です。今期がBだと、そことの整合性をきちんと言わなければならないのかなという感じはしますし、これを通期で見るわけですから、中期目標の達成度合いということを総合的に勘案する必要があると思います。

【時任専門委員】 私ははっきり言いまして、B評価というのはやっぱり、過酷なのではないかという気がします。A評価という印象を最初から持っています。

【二宮委員】 前年度がよかったから、今年度がそれに比較して少なくなったということで、B評価にするとということになると、後が全部BかCになってしまいます。

【亀井分科会長】 今年度の評価に関してBという評価につながった部分は、私はAA、A、Bという評価の際にAAは別として、Aというのは数値目標がすべてあらかじめ定められているときに、多少であるともその数値目標をすべて上回った状態が、Aというふう理解しておりましたので、この特に人件費の2%に対して1.6%という項目を、目標数値に達していないと、目標数値の妥当性云々は別にしましてもやはり目標管理に関しては、

目標数値が達成できなかったということで、100%達成ではないということで、19年単年度に関してはB評価の可能性が高いのではないかと、申し上げさせていただいたことがございます。

今、4人の委員の先生方いずれも中期目標の評価に関して、業務経費の削減Bというのは非常に厳しいのではないかと御意見が、むしろ強いということでございます。人件費の1.6%に対して経費全体が約40%削減されたという方をむしろ強調するという意味合いもありましたし、奥林先生からの御発言ではむしろニュアンスとしては、総経費の大きな削減を前に出して、人件費の達成できなかった部分というのを後ろに回すような形での説明もあり得るのではないかとというような意味にお聞きしました。もちろん言葉を補うなりして、圧倒的な御意見として評価のBをAの方向に修正をするということにまとめようと思いますが、よろしいでしょうか。

【奥林分科会長代理】 私はそう思っております。

【亀井分科会長】 表現等につきまして再度検討させていただいて、今のような各評価委員の御意見をより伝わるような形での修正を加えるということを条件としまして、中期目標期間の実績の評価ですが、業務経費の削減の評価BをAに修正するということを決定をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、ありがとうございます。

ほかに何かご意見の箇所ございましょうか。

【鈴木専門委員】 19年度の外部委託の推進ですが、これA評価ということになっているんですが、Aというのは基準を十分達していると、それ以上ですということなのですかいかがでしょうか。

外部委託やアウトソースしました結果、費用の削減について、例えば法人が独自で行った場合と外部委託した場合の違いの書きが、これでいいのかという感じがします。

【米澤特金室長】 具体的に経費が自分で行った場合と、外部委託した場合に実際にどうかということ、なかなか比較は難しいと思います。それに外部委託をすればそれに伴う手間暇もかかりますから、人件費もありますし、契約手続そのものが複雑になって手間暇かかっています。法人として本来自分がやるべきこと、コア・コンピタンスの蓄積が図れるように配慮しつつ、そうでない部分については外部委託をして、全体としてその業務を効率的に行いましたという趣旨でございます。

【鈴木専門委員】 特別記念事業の実施で、B評価になっている理由が、評価結果の説明というところにありまして、初動態勢に問題があったからBになったということだと思うのですが、電話が繋がらないことについて、例えば、1回線だったのか、4回線だったのか、職員の問題でも、例えば、十分に満足するような態勢をとるとすれば人もお金もかかることになります。

一般の企業においても、例えば、製品の説明とか何かとかいうホールアップのものがありますが、それでほとんど繋がらないのですよ。なぜそうなるかという、コストの問題があるからなのです。その辺の兼ね合いというのはものすごく大事だと思います。おそらく満足させるのであれば、人を増やして、電話回線を増やして、なるべく広告を少なくして特別記念事業に人が来ないということになれば、もうお客さんは全部満足なのですけれども、そうすると、そういうことだからBですというのは、何か汗を流したところがきちんと伝わらないのかなということも思います。

【米澤特金室長】 必ずしも最初から成功しなくても、そういう最初の反省も踏まえて改善していけば、全体としていいのではないかと思います。

【鈴木専門委員】 それもよろしいのかなという感じがするのですね。単純に忘れてですね、例えば、電話がかかってきても、職員の方がたばこを吸って出ないとかは、CとかDに値するのですが、もう一生懸命汗かいて非常に大変な思いでおそらくやっていると思うのです。そういう中での特別記念事業ですから、経営者は別個にしても、そういうアディショナルなワークからどれだけ増やされたかという、またこれも疑問だと思います。その辺も考慮の中で、評価が最終的にBであっても、やはり国民にそのような汗をかいたということも、わかっていただいたほうがいいかなという感じがします。

【亀井分科会長】 この評価自体はこのままで、評価結果の説明の部分に関して少し言葉を補うということでしょうか。

【鈴木専門委員】 評価について私たちの責任ですから、B評価なのかAなのかとまた議論する余地あるとも思うのですが。

個人的には、私は、Aでもいいのかなと感じます。

【米澤特金室長】 去年からこの事業を始めて、どうしても最初はやっぱりどれぐらいにしていかがという、予測は難しいのが実態だと思います。ただ、ここに事務局の案として書かせていただいたのは、結果的に言ってみれば、お客様のご満足がなかなか得られなかった分も相当あったということは、これは事実だと思いますので、そういう反省も踏ま

えてこういう改善もしてきましたという、事実として書かせていただきました。また、最初の部分と、だんだん改善された部分と総合的に考えれば、おおむねできたのかという評価にしたという考え方です。言ってみれば、どれぐらい来るかなんて最初からわかる人はいませんので、今、鈴木先生のおっしゃったことを伺って、そういう考え方もあるのかとも思いました。そういう得点方法が、世の中一般での常識であるか、この考え方がどうなのかというのは、私も判断がつかないものですから、皆様のご意見も承ってみたいと思っております。

【亀井分科会長】 これにつきましてぜひ委員の先生方のご意見をお示しいただきたいと思うのですが。

【二宮委員】 まず問い合わせの電話が繋がらないというのですが、一体何本の電話で何人の職員が対応して、向こうからかかってきた電話で「もう自分はこれさっきから1時間もかけ続けるのに、繋がらないんじゃないか」って言われたのか、あるいは「なかなかつながりませんね」程度のこと、つまり「二、三度かけてみたけどお話し中のときがありましたよ」という程度なのか、ある程度の状況の把握はできないのでしょうか。

それと認定が遅いといっても、平均してどのくらいの期間で認定ができた、それは遅いというけれども、待っている人にとっては一日だって遅いわけですし、行っている方に見れば最大限の努力をして、これだけでしかできなかったということはあるわけですから、もう少し具体的な表現をすると、遅いとか早いとか、だめだとかいいとかということ、は、わかりやすくなるのではないかという気はします。

【米澤特金室長】 もし基金から意見があれば、言っていただければと思いますが、電話について言いますと、今、先生がおっしゃったのだと前者の方です。なかなかかけてもめったにつながらないというのが実態でありました。本数としても電話回線は去年の今ぐらまでだと、20回線ぐらいたったですから。

電話がたくさん鳴って、職員が非常に大変だったといった実態でありまして、そういう意味で、最初からもうちょっと電話の本数も増やしたり、人も増やしたりすれば、対応できたということはあると思いますが、そこら辺の予測というのは、最初からはなかなか難しいという事情もまた一方であると思います。

それから、認定の速度ということですが、書状贈呈事業で既に送られてきた方もありますし、他方、今回初めて平和基金に申請をされたという方によっても違いますが、数か月たっても、まだ審査ができていないといった実態もありました。そういったことも踏まえ

て、もう少し処理をしていく人数も、増やさないといけないだろうということでやらせていただいたものであります。このように、最初のころを知っている者からすると、最初はシビアに見ざるを得ないのかというところで、事務局としての案になっているわけなのですけれども、もし何か御発言がありましたらお願いします。

【青木理事長】 去年の4月1日からこの新規事業をスタートしたわけですが、最初は本当に手探りでした。外部からの電話回線は10回線ぐらいでしたが、全員で特別記念事業を行うとほかの仕事がストップすることになるわけです。このため、回線や人を増やさなければならない、増やすためにはどうしたらいいとか、そういう技術的なところがあるわけで、手探りで対応していったわけでございます。

それから、認定ですけれども、物をつくる場合に早く送りたいのは山々なのですが、ほとんど手づくりの品なので、例えば、置き時計、文箱とかはただ隣にいる職人さんから今日明日にできるものではないわけです。いろんな材料、素材を仕入れて、例えば、銀時計を入れる桐箱なのですが、中国で作ってもらっていたりします。

いろいろなクレームもあるなど、思わぬことがありまして、そういうことに全部対応してきた結果、今となってはむしろまくいき過ぎて、今日来た申請はほとんど今日明日ぐらいに全部処理しています。当初は本当に手探りだったのです。だから、鈴木先生に言っていたいただきましたが、まさに今となってはA評価にしてもいいくらいという感じを私個人としては思っております。

【笹本理事】 この自己評価するときに悩んだのは、業務経費の削減と人件費の2つのセクターがありますが、これをどうやってウェイトをつけるのかという話で、金額ベースで言えば圧倒的に業務経費のほうの単位の方が大きい単位であるということは御説明して、金額ベースの節約という観点からいけば、圧倒的に節約しているというのが結論なのです。ただ、なぜ私どもが、B評価にしたかは、経費の節約と人件費の節約とのウェイトをどう見るかということで、50・50とやっぱり見るべきなのかと考えました。総務省の御判断があるので私ども悩みなのですけれども、2つの項目がありますものですから、このウェイトをどう見るかという話で、私どもの観点から、先ほどの見解も多数意見ではあったんですけれども、2つの項目をそれぞれ仮に50・50のウェイトで見た場合に、人件費のほうのウェイトが50であるんだったら、そこはきちんと評価しなければならないということになりました。

【亀井分科会長】 大変厳しい自己評価をしておられて、敬意を表させていただきたい

と思いますが、経費及び人件費等の経費の削減については、先ほど評価をアップさせていただくという結論になりましたので、特に今御指摘のありました特別記念事業の実施に関する評価でございますが、案が2つお示しいただいているようでございますので、この辺についてどういうふうに結論づけたいらよろしいか、どうぞ御発言ください。

【奥林分科会長代理】 評価の基準とすれば基本的には数値目標を出して、そしてその数値目標をどの程度達成していくかということによって、客観的に評価しようというのが独立行政法人の基本的な方針だろうと思います。そうしますと、具体的に出ていますのは「認定率」というのがあります。全体では83%となっていますし、それから、恩給欠格者は80%、戦後強制抑留者は94%となっています。ただ、数値的に見ますと、A評価をつけるとすれば、80%台ということより、90%以上必要なのではないかと思います。認定率からしますとやっぱりBでも仕方がないのではないかなという気がします。客観的な判断基準としてはそのあたりが基準になるのではないかと考えます。

それから、受付当初の問い合わせ電話が繋がらないとか、認定が遅いとか、こういう苦情が多く寄せられたとしますと、先ほど電話本数何本だった、つまりもう少し定量的な数値を入れて、例えばこういう苦情が何件寄せられたとか、あるいは、実際にこれだけの準備をしたんだけど、かかってきた件数はこれだけだったとかいう、そういう数値的なものを少し入れると、納得しやすいのではないかなという気がいたします。

【鈴木専門委員】 奥林先生の認定率の話なのですけれども、これは申請をした方に対して認定を83%しましたよということでしょうか。

【奥林分科会長代理】 そうですね。

【鈴木専門委員】 そうすると、残りの例えば17%の人は対象外だったのか、それともたまたま遅れたのかということも大事だと思います。誰でも認定すれば100%になるので、その辺の話はいかがなのでしょう。

【笹本理事】 かなりの部分は当該年度に対象であった人と理解してよろしいかなと思います。いわゆる対象外の方はあまり考えなくてよろしいのかと思います。

【須江審議官】 ただ、年度末の数字なのでタイムラグの部分があります。

【青木理事長】 もっと中身で言うと、軍歴確認する場合には、例えば、陸軍で申請しましたが、調べたら海軍だったという事例があります。そうすると、陸軍の方で軍歴が見当たらず、もう一回海軍で確認したというケースもあります。

【笹本理事】 今、例示は極端な例を言われていますけれども、要するに自分は該当者

だからということで、名前だけ書いて出してくる方がいます。そういう方だといったん受け付けて、御本人にもう一度、もちろん履歴書等証明するものということで、問い合わせるということになります。

【鈴木専門委員】 そうすると、カウントの仕方で今タイムラグを教えてもらったのですが、例えば3月31日に申請があったとすると受付としては入るけれども、認定としては入らないということになるのですか

【青木理事長】 そうです。

【笹本理事】 計算上の問題ですので、そういうのを排除したりすると、非常に不分明になりますのでそういう方も含めているということでもあります。

【奥林分科会長代理】 贈呈者リストが85万人で、もし100%ということであれば、85万人に認定し、それを贈呈しないといけないということになりますか。

【笹本理事】 既書状贈呈者に対する通知業務は、今年の4月から既書状贈呈者に対するお知らせをさせていただいておりますので、19年度の3月31日までは既にもらわれた方、新たに申請された方は特に区別はありません。今、私どもの区分としては3区分あります。今の時点では、お知らせを差上げた八十何万の方については無審査で、御希望の品を決めてご返事いただければ、簡易に認定し、物の発送まで行っているものがあります。

このほか、全くこれまでの贈呈事業で申請がなくて始めて出していただく方と、あとは私どもがこのお知らせをする前に、書いて出している方もあります。

これまでの贈呈事業で申請している方であれば、特に認定業務については簡易に行い、全く初めての方については厚生労働省や都道府県のほうに履歴を照会することになります。19年度に関して言えば、仕分けから始まって、データのあるものについては、なるべく早く認定し、初めての方については都道府県等に照会しているということで、時間がかかる結果となっています。

それが今言った2割弱の方が、結果的には19年度の申請で残ってしまったということでもあります。このため、年度の単位で見た場合には、全くゼロから始めた方がおられますので、よくやっているのではないかと思います。ただ、数字だけで、先ほど奥林先生が言われたように評価されれば8割強ですので、それはそれなりの評価というのはいり得るのかなということで、私どもの自己評価はBということにさせていただきました。

【青木理事長】 なお、現在では、認定率は90%を超えています。

【**奥林分科会長代理**】　　こういう記念品の贈呈を受けられる人、可能性のある人の数値というのは出せるものなののでしょうか。つまり平和祈念特別基金でこのいろいろな引揚者とか、それから、抑留者とか、恩給欠格者とか、そういうトータルな数値、潜在的な数値ですね、そういうふうなものを明確に出すということはできるものなののでしょうか。

【**笹本理事**】　　400億のうち200億を年度当初に取り崩させていただきまして、特別記念事業に出しておりますし、中期目標計画にも200億を目途にというふうに書いてございます。

なお、中期目標計画に人数は書いてございません。

【**米澤特金室長**】　　これもあくまで推計値にすぎないのですけれども、かつて恩給受給できない方の推計調査というのを、平成になったぐらいで実施したことがありまして、そういったものをもとに、大体こういう年齢構成から、今の生存率を掛けていきますと、おおむねこれぐらいの方が申請してくるであろうという推計をしたことはあります。ただ、一体そのうちのどれぐらいのパーセンテージの方が、申請してこられるのかというのは、本当に全く手探りの推計をしておりますものですから、目標の中で書いておりません。

【**亀井分科会長**】　　初動の点で経験がないといえれば大変失礼ですが、若干のそごが発生したということは事実かと思えます。その結果、現在大変スムーズに処理が進んでいることも聞きまして、20年度の評価に関しては、相当高い評価が予想、期待されるということではありますが、19年度は基金のほうで大変厳しい自己評価をされておられます。鈴木先生は、少し評価を上げてよろしいのではないかという御意見もございましたけれども、19年度の評価に関しては、当初の自己評価どおりBとさせていただいて、文面等につきましては、可能な範囲内で例えば数値等を盛り込むという形で、厳しく評価をされたんだということが、対外的にもやはり何かこの評価結果の評価をする上でも重要かと思えます。基金の方ではどうでしょうか。

【**笹本理事**】　　ご判断の参考までに申し上げますと、全くゼロからの仕事ではない部分もあります。実はこれまで旧書状事業は行っていましたので、私も大変部外者的に物を申し上げれば、それだけのノウハウがあり、かつ予想された事業がありましたと。当初、対処組織を構築するのであるなら、それだけのノウハウがあり、見込みの数も予測して、当然それに沿った処理体制を構築すべきであったにもかかわらず、結果として御不満が出たということであるならば、そういう設計ができなかったという非難は、当然、受けなければならぬなと思っております。全くゼロから行ったわけではないということも勘案する

と、やはりこういう自己評価にならざるを得ないという結論になるのかなというのが、理事長の判断とさせていただいたところでございます。

【亀井分科会長】 大変厳しい自己評価をしていただいているということは、御説明を聞いてもよくわかりましたが、この評価のBというのを19年の評価に関しては採択させていただいて、説明の部分に関して必要な言葉の説明の補足等修正等を図るということで、お認めいただければと思います。鈴木先生、よろしいでしょうか。

【鈴木専門委員】 はい。

【亀井分科会長】 結論を先に申し上げまして大変恐縮でございますが、そういう形にさせていただければと思います。

ほかに何か御意見はいかがでございましょうか。

【鈴木専門委員】 利益剰余金9億4,300万は、①、②、③でこれを分析しているのですが、目的積立金との関連がありこの書きぶりなのですが、一般的に要求されているという私が認識しているのは、逆に貸借対照表の方につながっているものを、出しているような気がします。一般的には、貸借対照表の資産を出すのではなく、この原因、すなわち、なぜ9億4,300万が発生したかを記載する必要があるのではないのでしょうか。運営費交付金を収益化したと思われる4億3,000万というのがありますが、この書き方が、入居ビルの1億9,900万とか、有価証券の経過利息の未収とか記載されていますが、違うように思います。これを出して、目的積立金にしない理由が必要で、これは自分たちの自己努力ではありませんということになるのかと思います。

評価がAになっていますが、例えば、予算収支計画、資金計画が十分ですよということでもAにしたのだと思うのですが、もしこれがほんとうにBだったら、予算がだめですよといっていながら、これがAになるというのも、何か整合性がとれないなと思って聞いていたのです。ここは最終的にAになるということなので、この整合性はとれていると思うのですけれども、逆に、ここが粛々で行ったのであれば、逆にB評価であると思います。やはり予算をこなす、おおむねこなしましたということであれば、それは通常となります。それをさらにいいものですよというのであれば、やはり、効率化とか何かが出てくるわけです。利益剰余金の目的積立金化もありますから、A評価ですと、こういう書きぶりになるのかと思っていましたのですがどうでしょうか。

【笹本理事】 これまでも、関係者間で協議してきましたが、目的積立金として処理できなかったという観点からいえば、先生のようなご議論はあり得るかなと思います。

この①の部分については、新規の事業があった場合には使わせていただくということで留保していました。結果的に中期目標が終わった時点で、余ったということです。ですから、これをどう評価するかの話なのですが、結果的に使っていませんので、いろいろ工夫して、また、ある意味では効率化に努力したということです。逆の面で申し上げれば、そういう意味で、努力をしたということになります。

【米澤特金室長】 運営費交付金の未使用分は、大きなところは旧書状事業で使わないで済んだということになります。逆に言うと、周知努力が足りなかったから、使えなかったらと言われても、そこはそういう評価もあり得るとは思いますけれども、関係者の方も高齢化されていることも踏まえれば、これを使わなかったということについて、それほど批判的な評価をしなくてもいいのではないかとということで、未使用分がありましたけれども、きちんと現金化できない部分を除いて、そのほかの部分については、言ってみれば、目的積立金は自前の努力ではありませんということで、特定目的積立金にせずこれを国庫にお返ししましたという処理を粛々に行ってきました。その結果、A評価だという説明をさせていただきました。

【鈴木専門委員】 ②と③の書き方を変えられないのですか。

【須江審議官】 節減努力をしたということを記載したほうがいいということですか。

【鈴木専門委員】 はい、そうです。これはなぜかという、想像ですけれども、返却するものと返却しないものと、そういう貸借対照表の資産の部から書いているのですが、要求しているのは資産の部ではなくて、返却しないのは何ですかといった場合に②と③が出てきます。これは分かるのですが、それはまた別個で、利益剰余金の9億4,300万の内訳ということであれば、違うという感じがします。何で利益が出たかが要求されていると思います。その結果、要するに返却したものと返却しないものがあり、返却しない理由は返却できないから、資産の部で拘束されているから、という書き方になるという感じがします。

【須江審議官】 前の書き方と関連するので、後で検討させていただきます。

【鈴木専門委員】 はい、承知しました。

【亀井分科会長】 それでは、これは特に説明の部分に関しまして表現等、鈴木委員のご助言もいただいて少し直させていただくということで、お認めいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、19年度業務の実績に関する評価及び第1期中期目標期間における業務の実績に対する評価に関しましては、評価のランクの修正、あるいは、説明の部分についての文言の追加、あるいは一部表現の修正等を含めまして、委員から御意見がございましたので、この辺を事務局と御相談をして修正をさせていただきたいと思うのですが、この評価調書への反映ということで修正に関しましては、大変僭越でございますが、私に御一任いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 それから、もう一点、昨年末に閣議決定をされました独立行政法人整理合理化計画において、評価委員会は独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等にかかわる国民の意見募集を行い、その評価に適正に反映させるということが決定されております。

このため、各独立行政法人の業務・マネジメントについての意見募集を現在実施しております。この意見募集の期限が、平成20年8月13日(水)までということになっており、実は7月30日から募集がされております。このいただいた御意見を必要に応じて評価調書に反映することになっております。この意見を評価調書に反映する件の取り扱いに関しましても、大変僭越でございますが、私のほうに御一任をいただきたいということで、お認めいただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

今御審議いただきました平和基金の平成19事業年度の業務の実績に対する評価結果は、総務省独立行政法人評価委員会議事規則によりまして、本分科会の議決をもって委員会の議決とすることができるということになっております。これにつきましては、8月26日(火)午前10時から開催を予定されている第26回の評価委員会の親委員会に報告をさせていただくこととなりますので、承知おきいただきたいと存じます。

また、第1期中期目標期間、平成15年～19年事業年度における業務の実績に対する

評価結果につきましては、御意見を伺いました内容につきまして、同日の親委員会で審議されることになっております。このこともあわせて御承知おきいただきたいと存じます。

それでは、次の議題の平成19年事業年度財務諸表及び事業報告書等(案)についてでございます。

これにつきまして事務局及び平和基金から御説明をいただきたいと思っております。

【小林参事官補】 独立行政法人通則法によりますと、独立行政法人は各事業年度終了後、当該年度の財務諸表等について主務大臣の承認を得ることとなっております。この大臣承認に先立って、あらかじめ独立行政法人評価委員会のご意見を聞くこととなっております。この財務諸表への意見につきましては、総務省独立行政法人評価委員会議事規則によりまして、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができることとなっております。26日開催の親委員会にその結果を報告する旨規定されております。

【吉良総務部長】 お手元の資料4に基づきまして御説明をさせていただきます。財務諸表の目次で、I貸借対照表からVIIの附属明細書までの資料で構成されております。これらは御存じのとおり独立行政法人通則法に規定されているものでございます。

まず1ページの貸借対照表から順にご説明させていただきます。貸借対照表は、平成20年3月31現在の基金の財政状況を表したものでございます。

資産の部ですが、ここで資金の運用形態を示しているものでございます。Iの流動資産の現金及び預金の内訳から申し上げますと、政府出資金を取り扱うための出資金のうちの普通預金として913万4,000円、それから、特別記念事業の準備金を取り扱うための準備金のうち、普通預金として2,343万2,000円、そのほか未払金、預り金等に見合う金額になっており、合わせて8,748万2,737円になっているものでございます。

有価証券ですが、ここに掲載しているものは1年以内に満期が到来する債券で、197億5,538万4,400円でございます。

棚卸資産は、贈呈用の銀杯分として1億3,496万9,591円でございます。なお、個数は8,215個で、このうち特別記念事業分が7,890個でございます。現時点では既に贈呈済みでございます。

前払費用は、損害保険料として19万6,414円でございます。

未収収益は、有価証券の利払い期が来ていないものの経過利息分として、4,923万9,860円でございます。

以上、流動資産の合計は、200億2,727万4,992円となっております。

次に、Ⅱ固定資産の1の有形固定資産でございます。建物及び附属設備の内容でございますが、これは事務室の電気設備工事、間仕切り等のパーテーション工事で、減価償却の累計額を除いた金額として、1,874万1,063円、工具器具備品については、パソコン等事務用機器で、同じく減価償却累計額を除いて8,129万415円、合わせて有形固定資産合計は1億3万1,478円でございます。

無形固定資産ですが、電話加入権として22万1,000円、それから、ソフトウェアについては、データベースシステム等として、1,511万2,127円、無形固定資産合計は1,533万3,127円でございます。

次に、3、その他の資産で、投資有価証券は、償還期限が1年を超えるものを計上して、167億8,923万1,170円でございます。敷金・保証金ですが、これは当基金が借り上げている新宿住友ビルの48階の平和祈念展示資料館らの敷金9,221万8,686円でございます。合わせて投資その他の資産合計は、168億8,144万9,856円となっております。

以上によりまして、固定資産の合計ですが、右から2番目の欄の169億9,681万4,461円となっているものでございます。

引き続き、負債の部のⅠの流動負債で、運営費交付金債務ですが、国から交付を受けた運営費交付金については、いったんは負債の運営費交付金債務として計上され、業務の実施の進行に応じて、初めて法人の収入として計上できるものでして、これを収益化といっているものでございます。収益化したものは、後で損益計算書に出てきますが、経常収益の運営交付金収益として計上され、交付金を収益化しないものが運営費交付金債務として残ることになるわけですが、平成19年度は第1期中期目標期間の最終年度に当たりますので、運営費交付金はすべて収益化する必要があることから、ここでは残額は0円ということになっているものでございます。

たな卸資産見返運営費交付金とたな卸資産見返補助金については、運営費交付金とその前の認可法人時代に補助金で取得しました棚卸資産、内容は銀杯ですが、それぞれ916万6,461円、69万8,896円でございます。

短期リース債務は、パソコン等のリース資産に係るリース債務ですけれども、これは1年以内のリース料の元本相当額を計上し、1,868万699円でございます。

未払金は、3月末日において支払いが完了していなかった特別慰労品分と事務機器の借料として、6億3,909万9,691円でございます。

未払費用は、社会保険料等として1,460万597円、預り金は所得税等で311万6,094円でございます。

以上によりまして、流動負債合計は右から2番目の欄の下の額でございますが、6億8,536万2,438円となっております。

次に、2ページのⅡの固定負債でございます。資産見返負債の資産見返運営費交付金、資産見返補助金は、交付金で取得した資産と、認可法人の際、補助金で取得した資産に相当する額として、それぞれ5,327万682円、1,322万9,501円で、合計して6,650万183円となっているものでございます。

長期リース債務ですが、1年を超える期間のリース料の元本相当額を計上しており、1,863万2,621円でございます。

退職給付引当金は、役職員の将来の給付額に備えるものとして、1,180万1,753円を計上してございます。

以上、固定負債合計は右から2番目の欄の9,693万4,557円でございます。

Ⅲ法令に基づく引当金等として、特別記念事業準備金を計上しております。これは平成19年度から始まりました特別記念事業の資金とするために、19年度の期首に政府出資金400億円のうち200億円を取り崩しまして、特別記念事業準備金といたしたわけですが、ここに計上しております137億8,408万3,855円は、19年度の特別記念事業に係りました経費を除いた金額でございます。

以上、負債合計は一番右の欄の中ほどの数字で、145億6,638万850円となっているものでございます。

次に、純資産の部ですが、右から2番目の欄の中ほどのⅠ資本金のところの政府出資金200億円、それから、Ⅱの利益剰余金の利益剰余金合計の額9億4,301万8,439円、それから、Ⅲのその他の有価証券評価差額金、15億1,469万164円の合計額に相当する額となっておりまして、一番右の欄の下から2番目の数字の純資産合計が、224億5,770万8,603円でございます。

以上、平成19年度末の負債純資産合計は、右の欄の一番下ですが、370億2,408万9,453円でございます。

なお、先ほども申し上げましたが、平成19年度は第1期中期目標期間最終年度ですので、利益剰余金は、独立行政法人会計基準に基づき、一部の新たな中期目標期間の繰越金を除き、すべて国庫に返納するということになっているものでございます。

3 ページ目で、損益計算書を御説明申し上げます。これは平成19年度1年間の当基金の運営状況を表すものでございます。

経常費用の慰藉事業費ですが、この慰藉事業に関わる人件費、物件費を科目別に整理したもので、合計で73億6,225万4,744円となっているものでございます。

一般管理費につきましても、同様に整理したもので、合計で4ページの2億5,885万4,907円となっているものでございます。

次に、財務費用ですが、支払利息はリース資産にかかわるリース料の利息分で113万9,815円でございます。

特別記念事業有価証券売却損ですが、特別記念事業の資金とするために、特別記念事業準備金として整理した有価証券、内容としては、国債、地方債、政府保証債ですけれども、これらを売却した際に生じたもので、1,844万8,804円の売却損が生じております。8ページの注記事項の4に、「法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準」というのがございます。その後段のなお書き以降に記載していますが、「なお、当該当事業年度において、保有する有価証券の資金化に当たり、1,844万8,804円の有価証券売却損が同事業に関して発生しておりますが、当該売却有価証券に係る平成18年度末までの償却原価法による増加額は、当該売却損を上回っており、また、既に積立金に含まれていることから、当該売却損は特別記念事業準備金の取り崩し対象としておりません」ということで、売却した債券には、ここに書いていますとおり、平成18年度末までに評価額として増額分がございました。これが既に上乘せされていまして、この評価額の増加分が売却損を上回っていますので、ここでは売却損として計上することになってはいますが、実質的には損失となっているものではございません。

4ページの経常収益の運営費交付金収益ですが、業務の進行に応じて収益化した運営費交付金の額の内訳として、平成19年度分が7億6,734万6,000円、さらに19年度は第1期中期目標期間の最終年度ですので、18年度までの運営費交付金債務、それから、19年度の運営費交付金の残額のすべてを、収益化する必要がありますことから、18年度末の運営費交付金債務残高3億7,000万円と19年度の運営費交付金残額を合わせた額が、3億8,847万6,000となっているものでして、以上、これらを合わせて、運営費交付金収益額が11億5,582万2,405円となっているものでございます。

運用収入ですけれども、これは政府出資金200億円の運用益等で、有価証券利息として5億6,020万4,380円でございます。

次のたな卸資産見返運営費交付金戻入から、資産見返補助金戻入については、運営費交付金、認可法人時に補助金で取得した資産の払い出し、又は減価償却に相当する額となっているもので、合わせて8,979万8,442円でございます。

財務収益ですが、有価証券利息は、18年度までに積まれた運営費交付金債務等を剰余金として短期運用しており、その有価証券利息とて154万3,969円でございます。

特別記念事業有価証券利息ですが、特別記念事業準備金を運用したことにより、生じた有価証券利息で、1億3,177万8,756円となっているものでございます。そのほか、公衆電話等の雑益が2万8,030円でございます。

以上により、損益計算においては、4ページ中ほどですが、経常費用合計76億4,069万8,270円に対して、経常収益合計が、19億3,917万5,982円となっており、差し引き、その下の数字ですが、57億152万2,288円の経常損失となっております。これは、慰藉事業費の中に特別記念事業に関わりました費用の63億円が含まれているためでして、これに見合うものとして、4ページの下の方に記載しています臨時利益において、特別記念事業準備金戻入益として、62億1,591万6,145円を計上しているものでございます。

このほか、昨年、事務所を移転した際生じた固定資産の除却について、臨時損失として、固定資産除却損440万3,240円を計上しております。

これら臨時利益、臨時損失を経常損失と合わせますと、当期純利益は一番右の欄の下の数字ですが、5億999万617円となるものでございます。この当期純利益の内訳ですが、保有する債券の平成19年度の償却原価法の評価増額分として3,332万円、運営費交付金収益から生じた利益として、4億7,667万円となっているものでございます。

5ページ目のキャッシュ・フロー計算書でございます。本計算書については、19年度の現金の流れを集計したものでございます。通常の業務の実施にかかわる資金の状態を表すためのⅠの業務活動によるキャッシュ・フロー、それから、固定資産の取得、有価証券などの投資活動にかかわる資金の状態を表すためのⅡの投資活動によるキャッシュ・フロー、及び資金の調達・返済等に関わるⅢ財務活動によるキャッシュ・フローに区分して整理されていまして、独法の会計基準に基づくものでございます。

本表の計算によるⅥ資金期末残高8,748万2,737円は、貸借対照表の1ページ目にあります現金と預金の金額と一致することになるものでございます。

次に、6ページの「利益の処分に関する書類(案)」ですが、先ほど御説明した平成19

年度の損益計算書におきまして、4ページ一番下の右にございましたが、5億999万617円の利益が生じていまして、これについては独立行政法人通則法44条第1項の規定により、積立金として整理することにしたものでございます。

7ページの行政サービス実施コスト計算書ですが、本計算書は御存じのとおり、納税者の国民の方々に対する説明責任を確保するためのものでございます。基金の事業実施に関連して、国民の負担となりますすべてのコストを集計したものでして、損益計算書の費用から国民の負担とならない自己収入であります運用収入等を控除した額を業務費用合計として、一番右の欄の一番上の数字で69億5,154万6,375円を計上しております。

次のⅡの損益外減損損失相当額ですが、これは損益計算書の対象となりません固定資産の減損措置について計上したもので、4,088万695円ですが、これは事務所の移転の際に生じた固定資産の減損損失でございます。

次のⅢ引当外賞与見積額ですが、これは平成20年度に役職員に対し支払われる特別手当、それから、勤勉手当のうちその期間計算が19年度に該当する部分、すなわちことしの1月～3月分について計上したもので、53万88円でございます。

それから、Ⅳの引当外退職給付増加見積額については、国からの出向職員が国に復帰した後、退職する際に、そこで改めて基金在職期間を通算して退職手当が支給されますので、基金在職期間に係る退職給付増加見込額として、985万1,134円を計上しております。

V機会費用ですが、政府出資金等の機会費用で、現在、政府出資金としている出資金を、国が別途、他の投資に用いた場合に得られたであろう利益を、費用としてとらえるものでございます。これも9ページを御覧いただきたいのですが、注記事項のVの行政サービス実施コスト計算書3のところなのですが、「政府出資金等の機会費用は、平成20年3月末の国債利回り（1.275%）により算出しております」と書いておりますので、この率により算出したものでして、また7ページに戻って、額は2億5,500万円を計上しているものでございます。

以上によりまして、Ⅵ行政サービス実施コストとしては、72億5,780万8,292円となっているものでございます。参考ですが、事業報告書の9ページの⑤に「行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析」というのが書いてございます。そこで行政サービス実施コストの経年比較の15年度～19年度を書いてございます。昨年18年度については、15億6,000万円ですが、今年は72億5,800万円、大変大きな数字になっておりますが、これは特別記念事業が200億円を取り崩して行っていますから、20

0億を取り崩したことによりまして、税金を使ったということになり、数字が大きくなったということでございます。

次に、8ページの注記事項ですが、これは独立行政法人会計基準に基づき、財務諸表を作成するに当たり、採用した会計処理の原則、それから、手続並びに表示の方法について、重要な会計方針として記載したものでございます。

主な事項について御説明しますが、Iの重要な会計方針の4の「法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準」ですが、平成19年度に始まりました特別記念事業の資金とするために、19年度期首に政府出資金400億円のうち200億円を取り崩し、これを特別記念事業準備金としたこと。それから、19年度においてこの準備金から、62億1,591万6,145円を取り崩して事業に使用したということ。それから、準備金を資金化するに当たり有価証券を売却した際に、1,844万8,804円の売却損が生じていますが、これについては先ほどもちょっと申し上げましたが、売却した有価証券に平成18年度までに計上されていた評価増分が、この売却損を上回っていたためにこの売却損については、準備金の取り崩しとしていないということを記載したものでございます。

次に、「重要な会計方針の変更」ですが、これは独法会計基準の改正に伴いまして、平成19年度より(1)の引当外賞与見積額を、行政サービス実施コスト計算書に記載することとされたということ。それから、(2)の資本及び純資産において、同じく19年度から従前は資本としていたものを、純資産として記載することになったということ。それから、9ページの2の特別記念事業準備金に計上することとしたこと。それから、19年度において特別記念事業の費用に充てるために、62億1,591万6,145円を取り崩したということを記載したものでございます。

それから、VIの「減損を認識した固定資産に関する事項」として、19年度に行われた事務所と平和祈念展示資料館の移転に伴い、使用しなくなることが確定した電気設備、間仕切り等の既存設備について、減損を認識して固定資産に関する事項で記載しております。

VIIの「その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報」として、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律により、基金は、平成22年9月30日までに解散することになっておりますけれども、平成19年度においても、18年度同様、基金の財務費用等は継続企業を前提として作成されたもので、解散することによる影響は財務諸表等に反映をしていないことを記載しているものでございます。

そのほかの注記事項の記載内容については、前回のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

それから、10ページ以降の附属明細書ですが、これは財務諸表の明瞭性、理解可能性に配慮するために、貸借対照表、損益計算書の内容を補足するための資料として、有価証券の明細、運営費交付金債務、運営費交付金の収益の明細、その他各種の明細書を添付しているものでございます。資料を御覧いただきまして、説明は割愛させていただきます。

次に、事業報告書と決算報告書でございます。

事業報告書は、財務諸表を大臣に提出するときに、事業報告書を添付しなければならないことになっており、これは独法通則法に書いているものでございます。事業報告書の記載については、18年度と大きく変わりました、19年12月の閣議決定の独法の整理合理化計画により、事業報告書については、独立行政法人の運営状況等について国民にわかりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定めることにされており、19年度の記載事項から各独法共通に、こういった格好で作れということになっているものでございます。

事業報告書の2ページの1「国民の皆様へ」では、事業の概要、事業の経過、その成果、当面の主要課題と対処方針等を、国民へのステートメントとして記載してございます。1の「国民の皆様へ」で、国民の皆様には、日ごろから当法人の事業についてご支援を賜わり、ありがたく厚くお礼申し上げますとして、19年度事業の報告をしますということでございます。労苦継承事業ですが、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦に対する国民の理解を深めることを目的とした事業は、資料の収集、保管及び展示、調査研究、記録の作成・頒布・講演会等の実施等でございますが、19年度の目標値を上回る資料を収集し、資料保管のための措置を的確に講じましたとしております。

「展示資料館、特別企画展における入場者数の19年度目標値」については、特別企画展、平和祈念展では目標を上回ったものの、資料館移転に伴う休館の影響で入館者が目標を下回ったこと、それから地方展示会の入場者が目標の5,000人以上を大幅に下回ったことは、大きな課題となっておりますとしております。それから、「平成19年3月31日をもって申請受付を終了した書状等の贈呈事業」ですが、軍歴確認等当時の記録は精査する必要があるものの、関係者の高齢化が進むとともに、年々確認作業が困難となっていく中で、都道府県・厚生労働省等に照会して軍歴確認調査を行い、19年度の贈呈件数は前年度と比べ7,315件となり約40%増加いたしましたとしております。

「特別記念事業」ですが、19年4月から始まり、4月～8月にかけては、先ほども評価がございましたが、請求書が急増したことから認定が遅いとの苦情が多く寄せられました。その後、処理体制を拡充したことにより認定の実績が上がりまして、結果的に19年度の実績は、請求書受付件数に対して認定件数は10万4,515件ということで、認定率は83%となったということがございます。しかし、申請数から見ますと、過去に内閣総理大臣の書状等の認定を受けた方で、いまだ請求をされていない方が多数おられると想定されます。そこで、基金といたしましては、これらの事業の実施について、平成20年度から始まる第2次中期計画を着実に実行し、ご期待に沿うべく業績の向上に努力する所存でございますとしております。最後に国民の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしますという、こういった掲載にさせていただいているものでございます。

それから、3ページの2「基本情報」として、法人の概要、資本金の状況、役員・常勤等の状況等を記載しております。

それから、5ページの3、「簡潔に要約された財務諸表」を、7ページの4、財務諸表の概況、予算・決算の概況等を記載しております。それから、11ページの5で、財務データと関連づけました事業の説明を記載しております。

引き続きまして、19年事業年度決算報告書を説明させていただきます。

収入ですが、運営費交付金については、19年度において予算額8億4,908万7,000円の全額交付を受けたものでございます。

運用収入については、予算額5億5,976万8,000円に対して、決算額5億5,769万8,736円で、206万9,264円の収入減となっております。これは運用資金である政府出資金200億円の運用ですが、予定では2.80%の平均利率を見込んでおりましたけれども、実績が2.79%ということになったものでございます。

次の臨時収入ですが、平成19年度の期首に特別記念事業の資金とするために、政府出資金から取り崩した200億円を、特別記念事業準備金として整理し直したわけですが、その200億円のうち平成19年度に特別記念事業として使用するために、収入として取り崩す額が予算額98億4,647万円に対しまして、実行上は見込みを下回りまして、決算額が63億8,402万5,512円となっているものでございます。

その他の収入は、前年度までに積み残しておりました運営費交付金債務等を、収益金として短期の運用をいたしましたので、その運用益と公衆電話収入とを合わせて、決算額は151万

830円となっております。

以上により、収入合計は、予算額112億5,532万5,000円に対して、決算額7億9,232万2,078円となっております、その差額は34億6,300万2,922円の減となっているものでございます。

支出ですが、慰藉事業費については労苦継承事業、書状等贈呈事業並びに19年度から始まりました特別記念事業に必要な経費として、予算額108億7,079万5,000円に対して、決算額は73億9,430万6,320円となっており、その差額34億7,648万8,680円は、特別記念事業に関わる経費が予定を下回ったこと等による減でございます。

一般管理費については、予算額1億5,715万1,000円に対して、決算額1億3,490万6,420円となっており、その差額2,224万4,580円は、経費の節減に努めたことによる減でございます。

人件費ですが、予算額2億2,737万9,000円に対して、決算額が2億2,736万8,261円となっており、差額は1万739円です、ほぼ予算額どおりの執行であったものでございます。

以上により、支出合計予算額112億5,532万5,000円に対して、決算額77億5,658万1,001円となっており、その差額は34億9,874万3,999円となっております。この決算報告書の具体的内容について、資産及び負債の状況は貸借対照表、費用及び収益の状況は、損益計算書に示されているものでございます。

以上の財務諸表と決算報告書に関しましては、当基金の監事のほかに、総務大臣より選任されました会計監査人の監査を受けなければならないことになっており、監査の結果、財務諸表等につきましては適正に処理されている旨の、会計監査人の監査報告書を受けておりますので御報告させていただきます。内容については、22ページに財務諸表及び決算報告書に対する当基金の監事の意見、23ページに新日本監査法人の独立監査人の監査報告書でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【亀井分科会長】 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【鈴木専門委員】 1ページの貸借対照表の流動資産の有価証券、197億円ですが、これは1年以内に満期が来るものということで、振りかえているということですが、

これは対応関係として2ページのⅢの特別記念事業準備金の137億との対応関係はプラス1年以内に来るということですか。この一部が投資有価証券の中に入っているということはないですか。

【笹本理事】 ないです。

【鈴木専門委員】 わかりました。

特別記念事業ですが、セグメントとしては出す必要はないですか。

【笹本理事】 9ページの一番上で出しております。

【鈴木専門委員】 7ページの行政サービス実施コスト計算書の損益外の減損損失相当額4,000万円は、貸借対照表の固定資産の有形固定資産の工具器具か何かですか。

【吉良総務部長】 有形資産の建屋及び附属設備のところでございます。

【鈴木専門委員】 そうすると、その財源というのは資本金で取得したものではないですね。資本金から振りかえられたもので、現物出資ではない。この財源は何ですか。

【吉良総務部長】 財源は交付金（補助金）です。

【鈴木専門委員】 交付金（補助金）となりますと、交付金から資産計上した場合には、見返勘定ですか。

【吉良総務部長】 2ページ目の見返りです。

【鈴木専門委員】 見返勘定を使っている場合、損益計算書の方には入らないですか。見返りとあれで、これこちら出しましたかね。行政サービスのほうに。要するに見返りがありますから損益計算書に入れて、見返りで0にし、ニュートラルにするということではなかったかと思いますがどうですか。

【吉良総務部長】 これは貸借対照表の固定資産と、資産見返負債の資産見返運営費交付金と資産見返補助金のほうで処理するということになっております。

【鈴木専門委員】 損益計算書でプラスになって、損益計算書に入らないから、行政サービスに出てきているのですか。

【吉良総務部長】 はい。そういうことになるでしょうか。

【鈴木専門委員】 それで0になっているから、その分だけここに持ってきたということですね。

事業報告書の9ページ⑤の「行政サービス実施コスト計算書の経年比較」の中で、特別記念事業による費用が63億と書いてありますが、損益計算書の特別記念事業準備金戻し入れ（臨時利益）には62億ありますよね。これとの関連はどうなりますか。

【吉良総務部長】 特別記念事業の有価証券利息を入れております。

【鈴木専門委員】 20ページの決算報告書の臨時収入63億8,000万円ですが、これも利息入っていますね。これは何で合わないのでしょうか。

【吉良総務部長】 この約2,000万円違うのは有価証券売却損の部分です。償却原価法でプラス2,600万円のうち、1,800万円相当が有価証券売却損にするわけですが、この部分は特別記念事業の外出しになっております。

21ページの10セグメント別情報のⅢ事業損益で▲1,800万円という数字がありますが、この数字を足し込んでいただくと合うようになっております。つまり、準備金で計上した金額で特別記念事業に使うお金は、売却損を除いたベースで使いますと、正味のカウントをしており、そこが少し違ってきております。

【鈴木専門委員】 この理由は8ページ注記事項の8の「保有する有価証券の資金化に当たり、1,844万8,804円の有価証券売却損が」ですね。

【笹本理事】 はい、御指摘のとおりでございます。

【鈴木専門委員】 これは、損益計算書のほうの4ページに、特別記念事業有価証券売却損と1,800万円入っていますよね。これから普通は行政サービス実施コストのほうに流れてくるんですよ。

【笹本理事】 行政サービス実施コスト計算書の財務費用の中に含まれております。

【鈴木専門委員】 そうすると、行政サービス実施コストの分はつながらなければならないと思いますが、要するに、7ページの行政サービス実施コストの財務費用の1,900万円が入っているのですね。

【笹本理事】 はい。

【鈴木専門委員】 そうすると、事業報告書の9ページの⑤の中では抜いて、決算報告書の20ページの臨時収入の中に入れていたのですね。そこら辺は、監査法人と打合せをしていますか。

【笹本理事】 打ち合わせしながら数字を入れておりますし、監査法人にも見ていただいております。

【鈴木専門委員】 決算報告書は何のためにあるのというのと、事実を事実として表わすものが決算報告書ですよ。概念が違うとももちろん仕方ないけど、関連性がないと見る人がわからなくなってしまうから。今もし言われたときに、きちんと説明ができるようになっていけばよろしいと思うのですよ。

【笹本理事】 決算書ベースと数字が違うところについては、監査法人に意識して見ていただいていますので、財務的には特に瑕疵はないと理解しております。

【鈴木専門委員】 わかりました。

【亀井分科会長】 非常に金額が大きいものですから、いろいろ計算しながら伺っていたのですが、非常に詳細に見ていただきましてありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見はありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、それでは、これにつきましては「特段の意見なし」という結論であったということで、親委員会の方に御報告をさせていただきます。ありがとうございました。

次の議題ですが、5番目の役員退職金の「業績勘案率」(案)についてでございます。

これは平成19年9月30日付で、平和基金を退職された坂巻前理事の退職金算定のための業績勘案率の件でございます。事務局のほうから御説明をいただきたいと思います。

【小林参事官補】 資料5のほうで、坂巻理事の在任期間は平成15年10月～平成19年9月まで48カ月でございます。

退職手当の額の算定方法は、平成15年12月19日の閣議決定に基づき、在任期間1カ月につき、退職した日における本俸月額 \times 100分の12.5の割合を乗じた額を基準として、独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲で、業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とすることとなっております。

在職期間における業績勘案率は0.0から2.0の間で、評価するということになっておりますが、平成16年7月23日の退職金に係る方針で、退職金を国家公務員並みにするという退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本としております。1.0を超える場合は厳格な検討が必要とされております。

計算式は、総務省の独立行政法人委員会で、在職期間中のAA評価からD評価に応じて、AA評価の場合は1.75、A評価の場合は1.25となりまして、それぞれAAが何個あって、Aが何個あってということを掛けていき、その平均をとることになっております。

資料5の最後の裏側に、計算式を書いております。先ほど評価もありましたが、在任期間中の平均月額79万8,000円に48カ月の計算をしますが、評価に応じて掛け算をして平均します。平成15年だと1.324で、これを5年間平均しますと、1.311になります。しかし、先ほど御説明しましたように、国家公務員並みに1.0を基本として、それをを超える場合は特段の検討を要するというので、今回1.00ということにさせていた

だいております。

【亀井分科会長】 これに関しまして何か御質問、御意見がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

御説明の中にもありましたように、坂巻理事の退職の業績勘案率でございますが、1.0とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、1.0といたします。この業績勘案率は総務省独立行政法人評価委員会議事規則により、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができるということになっておりますので、次回の親委員会にその結果を御報告させていただきます。

以上をもちまして本日予定をしておりました議題、すべて終了しました。その他で何かございますか。

【米澤特金室長】 項目別評価の本文ですが、これに全体の総括状況を冒頭につけることになっております。これが1ページ～9ページまででございます。要はこの全部で113ページにわたるものを、この10ページ弱に要約した要約版という位置づけですが、その中で1点だけ言及させていただければと、7ページのⅡの全体の評価で、ここでA・B・C・Dを全体評価するということではないですけれども、全体的な状況をこの数行の中に収めまして、要は、労苦継承事業をいろいろ資料の収集ですとか、特別記念事業をやっておりますということで、全体を踏まえまして「項目別評価を総合すると、『目標をおおむね達成した』ものと認められる」という記述にさせていただいております。特にこれはA・B・C・Dを書くように、慣例としてなっておりませんので、「目標をおおむね達成した」ということで評価をしております。

【亀井分科会長】 ただいまの御説明に関して、格段の御意見等がございますか、よろしいでしょうか。

【鈴木専門委員】 これの8ページで、「独法における入札・契約事務のチェックのプロセスが妥当か」があります。契約事務の流れですが、「契約の方法や内容等が会計制度に照らして」とありますが、会計制度はそういう会計制度になっていますか。普通は契約の方法は会計制度にあまり入らないのが一般的ですが、内容は、会計の何かそういう規定があるということでしょうか。契約の方法は何か権限規定とか、契約規定とか何かそういうもので、普通内部牽制を図っているのが一般的ですが。

【米澤特金室長】　　そういうのも含めて会計制度という意味で使っております。

【鈴木専門委員】　　一般的に会計制度って会計をどうやって把握していくかというのが、普通会計制度であります。

【米澤特金室長】　　世の中で言っている会計制度、企業会計原則とか、そういうものではないので、これは役所の中で言っている例えば随契だったら、こういうものが認められますとか、何円以上はこうですということです。紛らわしいので、そこも含め全体を修正をさせていただきます。

【亀井分科会長】　　よろしく申し上げます。

ほかに何かございますか、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第18回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。御苦労さまでございました。